

別表（第4条関係）

補助事業者	次に掲げる要件を満たす中小企業者 (1) 第5条の規定による交付の申請の日（以下この表において「申請日」という。）において南国市に事業所を有し、今後も事業を継続する意思があること。 (2) 次に掲げる者でないこと。 ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（同項第2号及び第3号を除く。）又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者 イ 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者 ウ 南国市税を滞納している者 エ 過去にこの補助金の交付を受けた者 オ アからエまでに掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者
補助事業	先端設備等導入計画に基づくものであり、当該計画の認定申請時に、年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることについて認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された次に掲げるいずれかに該当する先端設備等を導入する事業（中古及びリースによるものを除く。）。ただし、他の補助金等の交付を受けた事業を除く。 (1) 機械及び装置 1台又は1基（通常1組又は1式をもって取引の単位とされるものにあつては、1組又は1式。以下同じ。）の取得価額が160万円以上のもの (2) 器具及び備品並びに工具 1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの (3) 建物附属設備 一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のもの
補助対象経費	補助事業に要する必要最小限の経費であつて、市長が適当と認めるもの
補助金の額	補助対象経費の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）又は100万円のいずれか少ない方の額を限度とし、予算の範囲内で市長が必要と認める額
補助の要件	(1) 補助事業に係る先端設備等導入計画について、申請日以前に法第52条第1項又は第53条第1項の規定による南国市の認定を受けており、かつ、申請日において当該計画期間が終了していないこと。 (2) 申請日において補助事業に係る先端設備等に係る売買等契約を締結していないこと。 (3) 補助事業に係る先端設備等について、第6条の規定による交付の決定後に南国市内の事業所に導入されるものであること。